

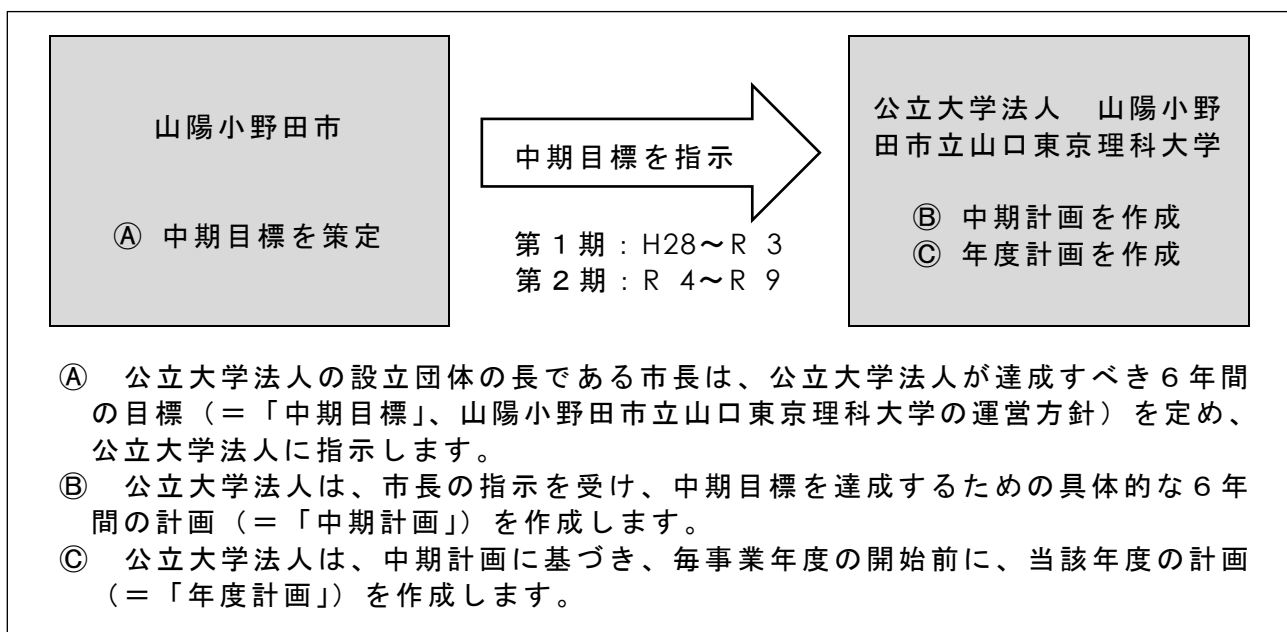
第2期中期目標の策定及び第1期中期目標期間終了時の検討について

1. 第2期中期目標の（案）を作成する。【市】
2. 第2期中期目標（案）を大学に示し、意見を聴く。【市⇄大学】
3. 大学の意見を反映した第2期中期目標（案）を作成し、評価委員会の意見を聴く。【市⇄評価委員会】
4. 第2期中期目標（案）を令和3年第4回（12月）定例会に議案として提出する。【市】
5. 議会の議決を経た後、大学に第2期中期目標を示し、第2期中期計画の作成を指示する。【市⇄大学】
6. 大学が作成した第2期中期計画（案）について、評価委員会の意見を聴き、認可する。【市⇄評価委員会】

※ 令和3年度は第一期中期目標の期間の終了時の年度となるため、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討（評価委員会の意見を聴く。）を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずることとなる。

【方針】

第2期中期目標を策定し、大学に指示することにより、所要の措置を講ずることとする。



◆中期目標の策定・変更

設立団体の長は、**中期目標**を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、**評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決**を経なければならない。

○地方独立行政法人法

(中期目標等の特例)

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあるのは「六年間」と、同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

5 公立大学法人に関する第二十六条第三項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。

(中期目標)

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

- 3 設立団体の長は、**中期目標**を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、**評価委員会の意見**を聴くとともに、**議会の議決**を経なければならない。

◆中期計画の作成・変更

設立団体の長は、公立大学法人に係る**中期計画**について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、**評価委員会の意見**を聴かなければならない。

○地方独立行政法人法

(中期計画)

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不相当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(中期目標等の特例)

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあるのは「六年

間」と、同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

- 2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。
- 3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。
- 4 設立団体の長は、公立大学法人に係る**中期計画**について、**第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。**
- 5 公立大学法人に関する第二十六条第三項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。

◆公立大学法人の業務を継続させる必要性等

設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、**評価委員会の意見**を聴かなければならない。

○地方独立行政法人法

(中期目標の期間の終了時の検討の特例)

第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る**中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。**

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、**評価委員会の意見を聴かなければならない。**
- 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により**講ずる措置の内容を公表**しなければならない。